

平成30年度第2回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

H31.2.12

ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
---------	-------------	-----

【第5次大分県食品安全行動計画取組状況について】

<p>農薬指導士の更新について、農薬指導士の更新講習は内容が難しい。また、仕事が忙しい方もいるので、みんなが受けて理解してもらえるような方策をとっているか？(藍澤委員)</p>	<p>より多くの農薬指導士の方に更新してもらって、地域の方々に指導してもらいたい。今後、各振興局で講習会を開催するので受講しやすくなる。また、内容についても、わかりやすく説明ができる外部講師に依頼する。</p>	<p>地域農業振興課</p>
<p>直売所の残留農薬検査の実施数が少ないのではないか。(藍澤委員)</p>	<p>「安心おおいた直売所」に取組んでいる直売所の9割以上は残留農薬検査を実施している。</p>	<p>地域農業振興課</p>
<p>残留農薬検査が実施されたものは、すべて基準値内であったか。また、その検査結果を直売所で知らせてほしい。(志賀委員)</p>	<p>これまでの検査で農薬の検出はされていない。残留農薬検査は本来、直売所自ら検査すべきもの。残留農薬検査等の取組をしている「安心いちばん直売所」としてアピールしてほしい。</p>	<p>地域農業振興課</p>
<p>残留農薬対策について最終的な責任は事業者にあることはわかるが、零細事業者に対しては、風評被害や消費者の安心のためにも、ある程度行政の関与も必要。(大呂委員)</p>	<p>(ご意見)</p>	<p>地域農業振興課</p>

【HACCPに沿った衛生管理の制度化について】

<p>HACCPに沿った衛生管理が求められる事業者は県内でどのくらいあるか？活動指標となっている民間指導者60人ですべての事業者に徹底できるか？(三浦委員)</p>	<p>大分市を含めた県内の許可業者が現在26,000ある。それに加えて12,000程度の業者が法改正により届出業者となることが見込まれ、HACCPに沿った衛生管理が求められる。すべての事業者に徹底できるように広報、セミナー等様々な手立てをとっていく。保健所の食品衛生監視員や民間指導者で足りない部分は、食品衛生協会の指導員の力を借りたい。</p>	<p>食品・生活衛生課</p>
<p>規模の大きなホテル旅館はラグビーワールドカップに向けてHACCP対応を進めている。規模の小さな民泊や簡易宿所が最近増えているが、そのようなところへの指導はどうするのか？また現状でどの程度HACCPに取り組んでいる業者があるか？(緒方委員)</p>	<p>民泊や簡易宿所で食事を提供するところはほとんどない。提供する場合は食品衛生法の許可が必要となり、それに基づいた指導を行うことになる。現状でHACCPに取り組んでいる業者は大規模な製造業者を中心として100程度ある。</p>	<p>食品・生活衛生課</p>

【飲食店での食物アレルギー対応について】

<p>事業者はアレルギー対応をしたものの、コンタミネーションにより患者がでたというのが怖い。混入可能性表示が必須だと思うので、多言語標記できるように対応をお願いしたい。(大呂委員)</p>	<p>今後、保健所が巡回指導する際や県庁のホームページに載せるなどして、混入可能性表示についても多言語対応を行いたい。</p>	<p>食品・生活衛生課</p>
--	---	-----------------